専門的な相談支援体制について

地域での安心した暮らしを、専門的な相談支援で支えます。

当事業所では、ご本人とご家族の思いや希望を尊重し、必要な障害福祉サービスの利用や地域生活を支えるため、相談支援専門員がチームで連携し、適切な相談支援の提供に努めています。

01 職員配置と基本報酬の体制

相談支援専門員 5 名

常勤 4 名 ／ 非常勤 1 名
管理者 1 名を配置しています。

機能強化型基本報酬（Ⅰ）

所定の体制要件を満たし、機能強化型基本報酬（Ⅰ）を算定しています。

02 専門的な相談支援体制

所定の専門研修を修了した相談支援専門員等を配置し、障害特性に応じた支援と関係機関との連携に取り組んでいます。

行動障害への相談支援

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の修了者を配置。

医療的ケアが必要な方への相談支援

医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者を配置。

精神障害のある方への相談支援

精神障害者支援に関する所定の研修修了者を配置。

主任相談支援専門員の配置

主任相談支援専門員を配置し、助言・人材育成に取り組みます。

03 相談支援の質の向上に向けた取組

ご本人中心の支援

意思決定の尊重・公正中立な支援

チームで支える仕組み

情報共有・事例検討・研修参加・関係機関との連携

これからも、安心して相談できる事業所を目指し、専門性の向上と支援の質の改善に継続して取り組んでまいります。